

## 決議案提出書

新型コロナウイルス感染症の影響をふまえたより丁寧な対応を求める決議案を当機構議会において議決されるよう、京都地方税機構議会会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出します。

令和2年8月7日提出

京都地方税機構議会議長 様

発議者	京都地方税機構議員	山崎 匡
	同	渋谷 進
	同	山田千枝子
	同	光永 敦彦

## 第1号決議案

### 新型コロナウイルス感染症の影響をふまえたより丁寧な対応を求める決議

新型コロナウイルス感染症が、第一波に続き現在も蔓延の状況を呈しており、また、この間の緊急事態宣言やそれに伴う自粛要請等により、府民の暮らしと地域経済に深刻な影響が出ている。このため、各種支援制度に対する応募の殺到や、税の減免への応募が相次ぐなど、その影響は今後も続くことが予想される。

よって、京都地方税機構におかれては、構成団体から移管された税の賦課徴収業務の一部を共同で実施する組織として、以下の諸点につき取り組むよう求めるものである。

- 1 新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置により納税者等に及ぼす影響の緩和を図るため、地方税法等の一部を改正する法律が公布された。これをふまえ、構成団体と連携し、徴収猶予や安易な差し押さえを行わないなど、適正な運用が図られるよう特段の配慮を行うこと。
- 2 国税庁によれば「納税（徴収）の猶予や換価の猶予など適用を検討する」としており、納税者の権利を守る立場から、その実情を包括的に把握し、積極的な検討を行うこと。
- 3 これら実施するため、職員の研修等、コロナ禍のもとでの現場対応力を強化する特別の取り組みを行うこと。

以上、決議する。

令和2年8月7日

京都地方税機構議会